

議案第23号

特別区道の路線の認定（重複）について

上記の議案を提出する。

平成31年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

（提案理由）

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路について、足立区との協議に基づき、特別区道の路線として認定する必要があるので、本案を提出いたします。

特別区道の路線の認定（重複）について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項前段の規定に基づき、特別区道の路線を次のように認定する。

記

路 線 名	起 点 終 点	幅 員、延 長 等
葛 1 3 8 6 号	足立区綾瀬二丁目51番2の一部から 葛飾区小菅四丁目24番3の一部まで	別紙図面表示 の と お り

# 葛飾区特別区道路線認定（重複） 略図

（足立区綾瀬二丁目から小菅四丁目地内）

—— 特別区道路線

----- 水路

- - - - - 行政境界

■ 新たに認定する特別区道路線（葛1386号）

幅員 11.99メートル～14.03メートル

延長 436.28メートル

面積 6,312.74平方メートル

（葛飾区側 2,977.28平方メートル）

（足立区側 3,335.46平方メートル）

